

旅行対象期間
令和7年4月1日～
令和8年3月31日

助成金でおトクに グループ旅行ができる！



地域の大切な公共交通である鉄道などの公共交通利用を促進するとともに、地域の経済や文化活動の活性化を図るため、町民の自主企画による鉄道等利用促進活動に要する費用に対して、町の予算の範囲内で助成金を交付します。

令和7年度
実施継続！

助成金の交付対象者 (安平町鉄道等利用促進活動費助成金)

助成金の交付対象者は、町内に所在する次の団体です。

- 1 地域コミュニティ団体
(自治会・町内会、社会教育団体、福祉団体など)
- 2 教育機関および関連団体
(子ども園、児童センター、小中高学校および部活動など)
- 3 産業関連団体
(農協青年部、商工会女性部、事業所等の親睦会など)
- 4 公益性を有する非営利法人
(ただし、収益を目的とした事業を除く)
- 5 その他町長が特に認める団体

助成金の対象となる事業

助成金の交付の対象となる事業は、交付対象者が実施する室蘭線沼ノ端～岩見沢間(※)の一部または全部の利用を含む行事で4名以上の室蘭線片道以上の利用がある事業です。

※以下「室蘭線」といいます。



助成対象事業	助成対象経費および交付額	交付上限
(I)D51 320号機 (道の駅あびら D51ステーション併設鉄道資料館)をはじめとした炭鉄港関連施設または民族共生象徴空間ウポポイへの旅行を含む室蘭線活用行事 <u>自治会や親子などの親睦行事に！</u>	①北海道旅客鉄道株式会社管内の鉄道運賃および料金 10/10以内 ②あつまバス株式会社、有限会社追分ハイヤー、安平町循環バス、安平町デマンドバスの運賃および料金 10/10以内 ③上記①②を除くバスやタクシーなどの公共交通運賃および料金 ①の助成額を上回らない額 ④炭鉄港関連施設、民族共生象徴空間ウポポイの入場料および体験などの料金 10/10以内 ⑤町内における公共施設および温泉施設などの料金 10/10以内 ⑥飲食に係る経費 (町内での販売商品に限る) ①の助成額を上回らない額 祝 日本遺産認定！「炭鉄港」 	左記①～⑥の助成額合計が1名につき1万円かつ1団体20万円
(2)上記(I)を除く室蘭線活用行事	本表(I)の①～⑥に同じ 「室蘭線の旅モデルプラン」は、 右記二次元バーコードから  	左記①～⑥の助成額合計が1名につき5千円かつ1団体10万円

助成金手続きの流れ

申請受付期限：令和8年3月13日(金)

- 1 まずは担当課へ相談
- 2 申請
- 3 交付決定
- 4 実績報告

問合せ (担当課)

政策推進課政策推進グループ ☎ 22751